

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	医師・看護人材 確保対策課	整理番号	1-9
許認可等の種類	准看護師養成所の学則等の変更承認			
根拠法令条例等・条項	保健師助産師看護師法施行令第20条			
許認可等の概要	准看護師養成所の学則等の変更承認			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言いつくされているため) 保健師助産師看護師法施行令第20条において準用する第13条 第十三条 第十一条の指定を受けた学校又は看護師等養成所(以下「指定学校養成所」という。)の設置者は、主務省令で定める事項を変更しようとするときは、その所在地の都道府県知事を経由して主務大臣に申請し、その承認を受けなければならない。 保健師助産師看護師学校養成所指定規則第4条2項において準用する第5条准看護師学校養成所の指定基準) 第五条 法第二十二條第一号の学校(以下「准看護師学校」という。)に係る令第十一条の主務省令で定める基準及び准看護師養成所に係る令第十八条の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。 一 学校教育法第五十七条に該当する者であることを入学若しくは入所の資格とするもの又は中等教育学校の後期課程であること。 二 修業年限は、二年以上であること。 三 教育の内容は、別表四に定めるもの以上であること。 四 別表四に掲げる各科目を教授するのに適当な教員を有し、かつ、そのうち五人以上は看護師の資格を有する専任教員とし、その専任教員のうち一人は教務に関する主任者であること。 五 一の授業科目について同時に授業を行う生徒の数は、四十人以下であること。ただし、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分に挙げられる場合は、この限りでない。 六 同時に行う授業の数に応じ、必要な数の専用の普通教室を有すること。 七 図書室及び専用の実習室を有すること。 八 教育上必要な機械器具、標本、模型及び図書を有すること。 九 別表四に掲げる実習を行うのに適当な施設を実習施設として利用することができること及び当該実習について適当な実習指導者の指導が行われること。 十 専任の事務職員を有すること。 十一 管理及び維持経営の方法が確実であること。 十二 特定の医療機関に勤務する又は勤務していることを入学又は入所の条件とするなど生徒又はこれになろうとする者が特定の医療機関に勤務しない又は勤務していないことを理由に不利益な取扱いをしないこと。</p>			
基準の制定根拠				
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	未設定 事案により調査に要する日数が特定できないため			
期間の制定根拠				